

## 通信制課程を置く私立高等学校等設置認可等審査基準

奈良県知事（以下「知事」という。）が、通信制の課程を置く私立の高等学校及び中等教育学校（以下「通信制高校等」という。）の設置及び廃止、通信制の課程の設置及び廃止の認可、通信制高校等の収容定員に係る学則の変更の認可並びに広域の通信制の課程に係る学則の変更の認可を行う場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、高等学校設置基準（平成16年3月31日文部科学省令第20号）及び高等学校通信教育規程（昭和37年9月1日文部省令第32号。以下「規程」という。）その他関係法令の定めるもののほか、この審査基準により審査する。

### 第一 基本方針

通信制高校等の設置、通信制の課程の設置及び通信制の課程の収容定員の増加を伴う学則の変更の認可については、15歳人口の動向等を考慮した上で、次の各号のいずれの要件にも適合していなければならないこと。

ア 当該通信制高校等が、奈良県教育振興大綱の基本理念に基づき、県の教育課題の解決に取り組むものであること。

イ 当該通信制高校等が、その規模及び教育内容について、所在市町村及び通信教育を行う都道府県からの理解が得られるものであること。

### 第二 通信制高校等の設置について認可する場合

#### 1 名称

通信制高校等の名称は、通信制高校等の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないこと。

#### 2 位置

通信制高校等及び学習指導要領で規定する面接指導及び試験等を実施するための施設（以下「面接指導実施施設」という。）の位置は、生徒の安全の確保を図るほか、教育上適切な環境であり、かつ、通学の利便及び安全に配慮されたものであること。

#### 3 開設の時期

通信制高校等の開設時期は、原則として4月1日とすること。

#### 4 規模

通信制高校等の規模は、適正な教育条件を確保するため、既存の高等学校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であり、かつ、生徒の確保が十分可能なものであること。

## 5 連携施設

- (1) 協力校、技能連携施設及び面接指導実施施設（以下「連携施設」という。）を設ける場合には、それぞれについて収容定員を設け、当該通信制高校等の学則に、それら全ての名称、位置及び収容定員を記載すること。
- (2) 面接指導及び試験等を実施する全ての施設の名称、位置、収容定員を学則に記載すること。
- (3) 連携施設を設ける場合は、連携施設の設置者とその協力・連携内容についてあらかじめ文書による取り決めが行われていること。

## 6 教諭の数等

- (1) 通信制高校等に置く副校長及び教頭の人数は当該通信制高校等に置く全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程ごとに一人以上配置すること。
- (2) 専任の主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下「教諭等」という。）の数は第二の5の(2)に規定する施設ごとに定める収容定員を80で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。
- (3) 通信制高校等に置く養護教諭及び学校医の人数は、第二の5の(2)に規定する施設ごとに1名以上配置すること。ただし、保健衛生上支障がないと認められる場合はこの限りではない。

## 7 校地及び施設並びに設備について

- (1) 校地及び校舎等の施設は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の施設を借用する場合、又は20年以上の長期契約により借用するなど、長期にわたり安定して使用する条件を取得し、これを登記した場合など、教育上及び安全上支障が無いときはこの限りではない。
- (2) 地方公共団体等の所有する施設を借用する場合において、申請時まで貸付けについての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までその所有権を取得できる保証があるときは、第二の7の(1)の規定の適用については、当該施設は申請時において自己所有であるとみなすこと。
- (3) 校舎等の施設及び設備は、開設時まで整備されると認められること。ただし、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施について財政的措置が確実に認められ、かつ教育上支障がないと認められる場合にあっては、年次計画により整備することを認めるものとする。
- (4) 設備は負担付きでなく、自己所有であること。ただし、設備を借用とすることにつき教育上支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- (5) 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、原則として申請時において、設置経費に相

当する額の寄附金が収納されていること。この場合において、当該寄附金等については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

イ 寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社等法人にあつては役員会の決議録その他の資料により、個人にあつては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認できる場合に限りに、設置経費の財源に算入できること。

ウ 地方公共団体等からの補助金又は寄附金は、申請時までには予算についての議会の議決等がなされ、交付等が確実であるときは、申請時において収納されている寄附金とみなすことができること。

(6) 面接指導実施施設の校地及び施設並びに設備については、第二の7の(1)、(2)、(4)及び(5)を準用すること。この場合において、規程第9条中「実施校」を「面接指導施設」に読み替えるものとする。

(7) 普通教室は、第二の5の(2)に規定する施設ごとに、当該施設ごとの収容定員数を40で除した数以上の数を設けること。

(8) 面接指導実施施設には、当該通信制高校等の面接指導実施施設であることが外観上明らかになるように明示すること。

## 8 経営に必要な財産

(1) 通信制高校等の教育に必要な学校経営上の経費（以下「経常経費」という。）については、十分な経費が計上されていること。

(2) 通信制高校等の開設年度における経常経費に相当する額の寄附金が原則として申請時に収納されていること。

(3) 通信制高校等の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(4) 開設年度から完成年度までの学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、経常経費の財源としては原則として、授業料、入学料等の経常的収入その他学校法人等の負債とならない収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(5) 校地又は校舎等が借用の場合には第二の8の(4)の規定にかかわらず、原則として、申請時において、開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

## 9 既設校等

既に私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校又は幼保連携型認定こども園（以下「既設の私立学校」という。）を設置している学校法人が新たに通信制高校等を設置する場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならないこと。

- ア 既設の私立学校の施設及び設備が、既設の私立学校の種類の別に応じ、既設の私立学校の所轄庁が定める審査基準その他の法令に適合していること。
- イ 既設の私立学校のうち、完成年度を超えていないものがある場合、当該私立学校の設置に関する計画が着実に履行されていること。
- ウ 既設の私立学校の在籍者数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。
- エ 既設の私立学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
- オ 既設の私立学校において学校紛争等の管理運営の適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

### 第三 その他の学則変更について認可する場合

通信制の課程の設置及び収容定員に係る学則の変更の認可並びに広域の通信制の課程に係る学則変更にあたっては、第二の規定に適合していなければならないこと。ただし、収容定員の増加を伴わない課程の設置についてはこの限りではない。

### 第四 通信制高校等の廃止等について認可する場合

通信制高校等の廃止及び通信制の課程の廃止に当たっては、次に掲げる要件に適合していなければならないこと。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- ア 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
- イ 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。
- ウ 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

この基準は、平成29年2月15日より施行する。